

第四章 災害復旧・復興対策

- 第四十六条 県民は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、相互に助け合い、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。
- 2 事業者は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業の継続又は早期の再開により雇用を確保するよう努めるとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。
- 3 県は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業者、ボランティア、国、市町村その他の関係者と連携して、これらに必要な体制を整備するとともに、復旧及び復興に係る対策を的確に実施するものとする。

【趣旨】

災害発生時に受けた被害を原状回復させる復旧、そして、将来に向けて地域を活性化させる復興を迅速に行うためには、県民、事業者、県等の相互の連携が重要です。

そこで、県民は、本条第1項において、相互に助け合い、自らの生活の再建や地域社会の再生に努めるものとするとともに、事業者は、第2項において、事業の継続や早期の再開により雇用を確保し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとなりました。

また、県は、第3項において、関係者と連携して、必要な体制を整備するとともに、災害復旧・復興対策を的確に実施するものとなりました。

【説明】

「必要な体制を整備する」

必要に応じて、災害復興事業を迅速かつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置することなどが想定されます。